内灘町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(令和2年1月1日)	A		В	B/A	平成30年度の人件費率
令和	人	千円	千円	千円	%	%
元年度	26,567	10,033,479	59,604	1,327,016	13.2	15.3

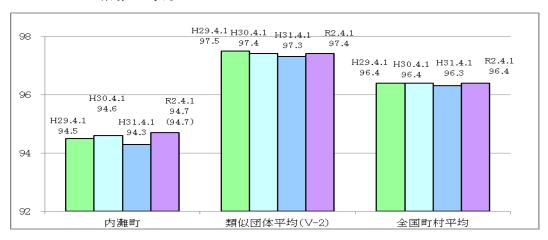
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区	分	職員	数	給		与		費	
			A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В
令和			人		千円	千円	千円		千円
元年	度	175		554	, 403	117,009	215,104	886	, 516

(参考)一人当たり給与費	(参考)類似団
り給与費	体平均一人当
B / A	たり給与費
千円	千円
5, 066	5,815

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス 指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 - (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均 したものである。
 - ※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、② 3年連結で上昇している場合、②100を超さている場合について、その理由及び改善の目込み

3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.6 %引下げ、激変緩和のため、3 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

※国は俸給表を 10 級まで使用しているが、内灘町では 6 級までの使用のため、平均見直し率が国よりも低くなっている。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準 3%に対し、内灘町においても 3%を支給。見直し前後で変更なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成 27 年 4 月 1 日実施)

(5)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
内灘町	38.8 歳	279,400 円	337,691 円	313,849 円
石川県	42.1 歳	320,423 円	403,884 円	354,351 円
国	43.2 歳	327,564 円		408,868 円
類似団体	41.3 歳	305,121 円	369,228 円	339,083 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区	分	内 灘 町	石 川 県	国
60 스크 코스 파카	大 学 卒	182,200 円	182,600円	182,200 円
一般行政職	高 校 卒	150,600 円	151,000円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区	分	経験年数7年	経験年数14年	経験年数20年	経験年数30年
40. // mbb	大学卒	229,342 円	273,100 円	*	389,425 円
一般行政職	高 校 卒	_	_	_	_

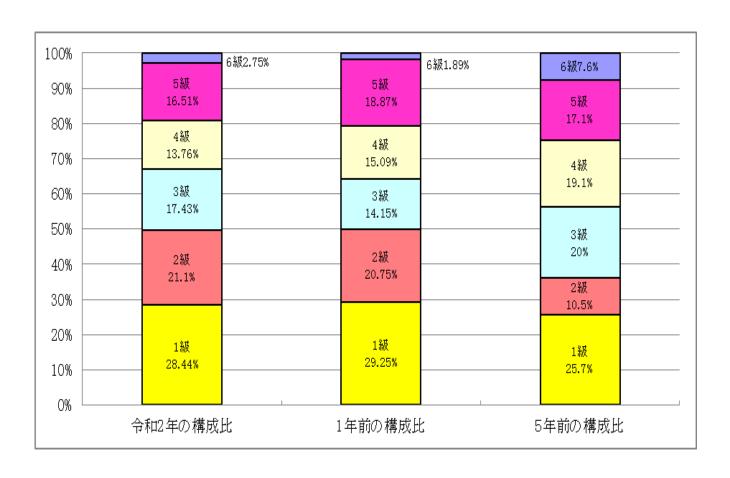
※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン(一)」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

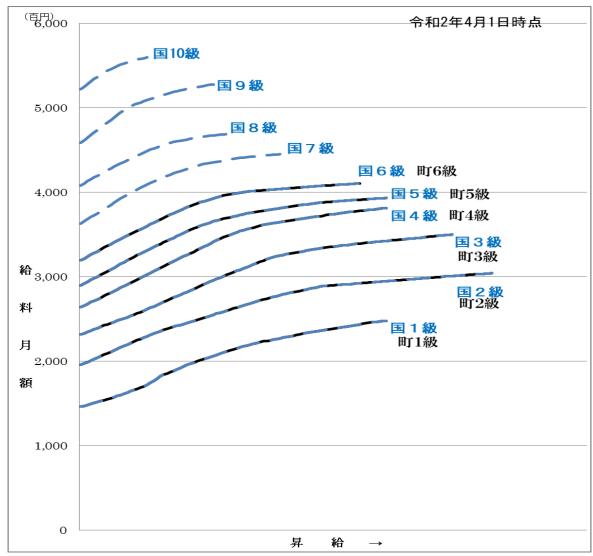
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和2年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
					給料月額	給料月額
6	級	部長・担当部長	3 人	2.75 %	319,200 円	410,200 円
5	級	課長	18 人	16.51 %	289,700 円	393,000 円
4	級	課長補佐	15 人	13.76 %	264,200 円	381,000 円
3	級	総括主査・主査	19 人	17.43 %	231,500 円	350,000 円
2	級	主事	23 人	21.10 %	195,500 円	304,200 円
1	級	主事	31 人	28.44 %	146,100 円	247,600 円

- (注)1 内灘町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (内灘町)

	令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している)		0	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績があ る区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0		
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分		0		0	
	標準の区分のみ(一律)					
口.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	石 川 県	围	
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1人当たり平均支給額(令和元年度)	_	
1,246 千円	1,675 千円		
(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.60 月分 1.90 月分	2.60 月分 1.90 月分	2.60 月分 1.90 月分	
(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務の級3級~6級 5~15%	・ 役 職 加 算 5~20%	・ 役 職 加 算 5~20%	
10,00	・ 管 理 職 加 算 15~ 25%	・管理職加算10~25%	

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和 2 年度中における運用		管理	職員	一般職員	
イ.	人事評価を活用している))
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

	内 灘 町				国		
(支給率)	自己都合	応募認定・	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・	定年
勤 続 2 0 年 勤 続 2 5 年 勤 続 3 5 年 最高限度額	19.6695 月分 28.0395 月分 39.7575 月分 47.7090 月分	33. 27075 47. 709	月分月分	勤 続 2 0 年 勤 続 2 5 年 勤 続 3 5 年 最高限度額	19.6695 月分 28.0395 月分 39.7575 月分 47.7090 月分	24. 586875 33. 27075 47. 709 47. 709	月分分 月分 月分
その他の加算指	# 置			その他の加算技	#置		
・定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (退職時特別昇給 無)			・定年前早期	用退職特例措置	2~45%加] 算	
1人当たり平均支	天給額	6,635 千円					

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支 給 実 績(19,595 千円		
支給職員1人当たり平均		100,488 円		
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	国の制度(支給率)
内 灘 町	3 %		195 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

(1) 10 // 30,00	T = (T M 2 T 4 D 1 D D	11L/	
支給実績(令和	元年度決算)		人和二左座
支給職員1人当	たり平均支給年額(令和元年度	決算)	令和元年度
職員全体に占め	る手当支給職員の割合(令和元	年度)	支給実績なし
手当の種類(手	当数)		3 種
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交涉業務	公共用地の取得等のため		
に従事する職	に行う交渉業務で、町長が	困難な用地交渉	日額 300円
員の特殊勤務	困難であると認めるもの	四無な用地文砂	<u>日 版 300円</u>
手当	に従事した職員		
感染症防疫作 業に従事する 職員の特殊勤	感染症が発生し又は発生 するおそれのある場合の 附着した物件若しの 所に がある物件の 理作業に従事した職員 作業に で 作業に で の 病原体の の た り の た り に が あ り た り に 、 し た り に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に	感染症防疫作業	日額 300円 【新型コロナウイルス感染症により生じ た事態に対処するための特殊勤務特例】 新型コロナウイルス感染症から町民の 生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき 日額 3,000円 上記のうち患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等に従事したとき 日額 4,000円
行旅死亡人等 の取扱いに従 事する職員の	行旅死亡人の取扱いに従事した職員又は生活保護法の適用を受けている者が死亡した場合において、遺留金品の整理及び納骨に従事した職員		1件につき 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	29,052 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	216 千円
支給実績 (平成30年度決算)	25,743 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	195 千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(令和2年4月1日現在)

(6) その他の手当(令和2年4月1日現在)									
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)				
扶養 手 当	 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 (1人につき加算額) 5,000円 	同	無	16,144 千円	233,977 円				
住居手当	○ 借家・貸間 ・家賃月額27,000円以下 家賃月額-16,000円 ・家賃月額27,000円を超え61,000円未満 (家賃月額-27,000円) ×1/2 +11,000円 ・家賃月額61,000円以上 28,000円	同	無	7,753 千円	242, 293 円				
通 勤 手	 ○ 片道 2km未満 支給なし ○交通機関等利用者 運賃相当額 (支給限度額 55,000円) ○ 自動車等の利用者 (月額) 片道 5km未満 2,000円 片道 5km以上 10km未満 4,200円 片道 10km以上 15km未満 7,100円 片道 15km以上 20km未満 10,000円 片道 20km以上 25km未満 12,900円 片道 25km以上 30km未満 15,800円 片道 30km以上 35km未満 18,700円 片道 35km以上 40km未満 21,600円 片道 45km以上 45km未満 24,400円 片道 45km以上 50km未満 26,200円 片道 50km以上 55km未満 28,000円 片道 55km以上 60km未満 29,800円 片道 55km以上 60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円 	同	無	6, 450 千円	47,080 円				
管理職手当	片道60km以上31,600円・部長68,000円・担当部長68,000円	_	_	31,440 千円	515,409 円				

	I				
	・課長 54,000円				
	・担当課長 54,000円				
	・副参事 36,000円				
	・課長補佐(相当職含む)				
	31,500円				
	休日において、正規の勤務				
4. 日 料 次 工 业	時間中に勤務することを命			10 400 7 11	186,910円
休日勤務手当	ぜられた職員	_	_	10,466 千円	
	1時間当たり給与額の 135/100				
	正規の勤務時間として、午				
	後10時から翌日の午前5時	_	_	1,558 千円	m
夜間勤務手当	までの間に勤務する職員				53,745 円
	1時間当たり給与額の 25/100				
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円	同	無	2,156 千円	28,000 円
	管理職手当を支給されてい				
	る職員が臨時又は緊急の必				
管理職員特別	要その他の公務の運営の必				
勤務手当	要により、週休日又は休日		_	1,025 千円	25,000 円
	等に勤務した場合				
	1回につき12,000円を超えない範囲内				

5 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

X		分		有 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 	<u>」 1 日 犯</u> 月	額	4		
					(参考)	類似団体	における貴	最高/最但	額
給	町		長	813,000 円		920,000	円/	565, 500	円
料	副	町	長	662,000 円		760,000	円/	518, 500	円
	議		長	420,000 円		499,000	円/	252,000	円
報	副	議	長	368,000 円		430,000	円/	202,000	円
西州	議会追	重営委員	長	356,000 円			_		
	常任	委 員	長	356,000 円			_		
	議		員	350,000 円		400,000	円/	174,000	円
₩H	町		長	(令和元年度支給割合)	_				
期末	副	町	長		3.4 月 2	分			
手当	議 副 議	議	長長員	(令和元年度支給割合)	3.4 月分	分			
退職手	町副	町	長 長	(算定方式) 100分の583.7×給与月額 (6月平均) 100分の303.7×給与月額 (6月平均)		年) 18	l期の手当 8,981,924 8,041,976	円 /	を給時期) 任期ごと 任期ごと
当	備	老	;		(A dat Et des				

⁽注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、 1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

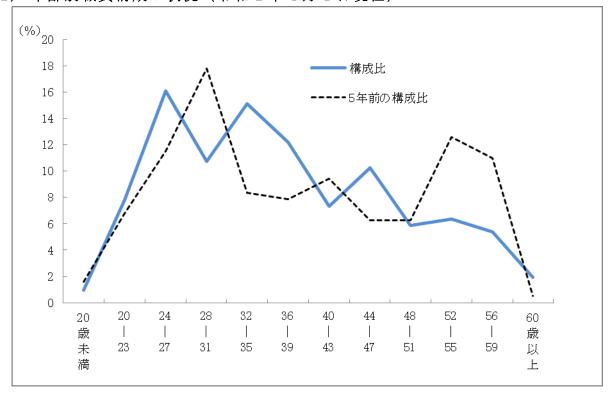
(各年4月1日現在)

_		n	vetil. I	7 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		(台中4月1日先生)
		区分		数数	対 前 年	主な増減理由
部門	<u> </u>		平成31年	令和2年	増 減 数	
		議会	3	3	0	
	-	総務	3 1	3 5	4	企画開発部門、人事行政一般部門強化
普		税務	13	13	0	
B	般	民生	4 1	4 1	0	
		衛 生	11	12	1	事務移管による環境部門増員
通	行	労 働	0	0	0	
		農林水産	4	4	0	
会	政	商工	7	7	0	
		土木 (建設)	13	12	\triangle 1	公営企業拡大に伴う普通会計減員
計	部					<参考>
F 1		計	123	127	4	人口1万当たり職員数 47.80 人
部	門					(類似団体の人口1万当たりの職員数 51.19 人)
пρ	教	育部門	18	20	2	育休職員課付、非常勤の職常勤化
88	消	前 防 部 門	3 4	33	△ 1	退職不補充
門						<参考>
		小 計	175	180	5	人口1万当たり職員数 67.80 人
						(類似団体の人口1万当たりの職員数 65.37 人)
/\	水	道	4	5	1	公営企業拡大のため部長職配置
公営企業等		水道	5	5	0	
		の他	15	15	0	
上 計	_	-> 10	10	10	Ů	
* 部		小 計	2 4	25	1	
一节門		小 計	24	25	1	
	1		1.00	0.0.5	C	<参考>
	合	計	199	205	6	人 0 5 7 人口1万当たり職員数 77.20 人
			[213]	[213]	[]	ハロエルヨにソWIRI数 11.20 八

⁽注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

^{2 []}内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分	分		>	>	>	>	>	>	>	?	?	?		計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
中日本	77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	义	2	16	3 3	22	31	2 5	15	21	12	13	1 1	4	205

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

								()	立 : 八 /0 /
部門別	年 !	度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	過去 5 年間 の増減数 (率)
一般	行	政	120	124	124	125	123	127	7 (5.8%)
教		育	19	19	18	18	18	20	1 (5.3%)
消		防	31	33	32	33	34	33	2 (6.5%)
普通会	会 計	計	170	176	174	176	175	180	10 (5.9%)
公営企業	等会計	十計	21	21	22	22	24	25	4 (19.0%)
総合	a	計	191	197	196	198	199	205	14 (7.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	平成30年度の総費用に
	A		В	B / A	占める職員給与費比率
令和	千円	千円	千円	%	%
元年度	499,291	27,108	20,875	4.2	4.2

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費7,281 千円を含まない。

区	分	職員数	給		与		費		一人当たり	
		A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В	給与費	B/A
令和	I	人		千円	千円	千円		千円		千円
元年	度	4	12,	615	2,688	5,223	20,	526	5	, 132

(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費 千円 6,165

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和2年4月1日現在)

区分			平均年齢	基本給	平均月収額		
内	灘	町	40.8 歳	296,371 円	484,464 円		
寸	体 平	均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円		

- (注) 1 基本給とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当の合算である。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	内灘町 (一般行政職)		
1人当たり平均支給額(令和元年度)	1人当たり平均支給額(令和元年度)		
1,308 千円	1,246 千円		
(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.60 月分 1.90 月分	2.60 月分 1.90 月分		
(一)月分 (一)月分	(1.45)月分 (0.90)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
職務の級3級~6級 5~15%	職務の級3級~6級 5~15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

	内 灘	町	内灘町	(一般行政)	職)	
(支給率)	自己都合	応募認定 • 定年	(支給率) 自	己都合	応募認定・	定年
勤 続 2 0 年 勤 続 2 5 年 勤 続 3 5 年 最高限度額	19.6695 月分 28.0395 月分 39.7575 月分 47.7090 月分	33.27075 月分 47.709 月分	勤 続 2 5 年 28.0 勤 続 3 5 年 39.7	695 月分 395 月分 575 月分 090 月分	24. 586875 33. 27075 47. 709 47. 709	月月 分分分分分分
その他の加算	算措置		その他の加算措置			
・定年前早 (退職時特	期退職特例措置 制昇給 無)	2~20%加算	・定年前早期退職 (退職時特別昇給		2~20%加	算
1人当たり平均	匀支給額	- 千円	1人当たり平均支給額		6,635 千円	

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額 である。

ウ 地域手当(令和2年4月1日現在)

支 給 実 績			408 千円		
支給職員1人当たり平均		10	01,857 円		
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	国の制度	(支給率)
内 灘 町	3 %		5 人		3 %

工 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	令和元年 度
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	支給実績なし

才 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	809 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	269 千円
支給実績 (平成30年度決算)	628 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	314 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在 の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を 除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	字	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養 手 当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子 (1人につき加算額) 5,000円	同	無	588 千円	(令和元年度決算) 294,000 円
住居手当	 ○借家・貸間 ・家賃月額23,000円以下 ※家賃は10,000円を超えるもの 家賃月額-12,000円 ・家賃月額-23,000円を超え54,000円未満(家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃月額55,000円以上 27,000円 	同	無	0 千円	0 円
通勤手	 ○片道 2km未満 支給なし ○交通機関等利用者 運賃相当額 (支給限度額 55,000円) ○自動車等の利用者 (月額) 片道 5km以上 10km未満 2,000円 片道 5km以上 10km未満 7,100円 片道 10km以上 15km未満 10,000円 片道 20km以上 25km未満 12,900円 片道 25km以上 30km未満 12,900円 片道 30km以上 35km未満 15,800円 片道 35km以上 40km未満 21,600円 片道 40km以上 45km未満 24,400円 片道 45km以上 50km未満 24,400円 片道 45km以上 50km未満 26,200円 片道 55km以上 55km未満 28,000円 片道 55km以上 60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円 	同	無	22 千円	22,026 円

管理職手当	 部長 担当部長 競長 担当課長 担当課長 前参事 68,000円 54,000円 36,000円 	_	_	378 千円	378,000 円
	・課長補佐(相当職含む) 31,500円				
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 1時間当たり給与額の 135/100	_	_	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午 後10時から翌日の午前5時 までの間に勤務する職員 1時間当たり給与額の 25/100	_	_	0 千円	0 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合1回につき12,000円を超えない範囲内	_	_	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

X	分		平均年齢	基本給	平均月収額
内	灘	町	38.6 歳	319,256 円	507,393 円
団体	マ 平	均	43.0 歳	337,655 円	510,496 円

- (注) 1 基本給とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当の合算である。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 3 令和2年度より下水道事業で地方公営企業法が全部適用された。